

今回の検討項目について

1. 水際トンネルに該当する阪神高速神戸長田トンネルにおける危険物積載車両の通行の禁止又は制限について
 - ・規制実施の可否
 - ・規制を実施する場合の規制内容
2. 東海北陸自動車道飛騨トンネルにおける水素を燃料とする自動車の完成車両を輸送する車両の通行制限の緩和について
 - ・規制緩和の可否

<関係法令抜粋>

道路法

(通行の禁止又は制限)

第四十六条

- 3 道路管理者は、水底トンネル(水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

道路法施行規則

(水底トンネルに類するトンネル)

第四条の九

法第四十六条第三項に規定する国土交通省令で定める水底トンネルに類するトンネルは、水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの又は長さ五千メートル以上のトンネルとする。

阪神高速神戸長田トンネル 河川近接部横断面図

